面会管理規程

第 1 条（目的）

本規程は、入院患者の意思及び尊厳を尊重し、家族等との交流機会を確保するとともに、療養環境の維持及び感染症の拡大防止を図るため、面会の基本事項を定める。

第 2 条（基本方針）

1. 面会は原則として認め、正当な理由なく一律に制限しない。

2. 患者本人の希望、病状、意思決定支援の必要性及び家族等の事情を考慮する。

3. 制限は医学的・感染対策上必要な範囲と期間にとどめ、定期的に見直す。

第 3 条（面会時間及び方法）

1. 通常面会時間は 10：00〜15：00 に定める。

2. 面会は予約不要とし、1 回 30 分程度を目安とする。

3. 患者の病状、看取り、家族の事情、病状説明、退院支援等に応じて、時間外面会や時間延長を個別に認めることができる。

第 4 条（感染予防対策）

1. 面会者には院内でのマスク着用、入室前後の手指衛生及び来院時の体調確認・検温への協力を求める。

2. 発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢等の症状がある場合は、原則として対面面会を控えてもらい、必要に応じて代替手段を検討する。

3. 個室・多床室の環境や感染リスクに応じ、場所・人数・防護具等を個別に調整する。

第 5 条（面会対象者）

1. 家族・親族に限らず、患者本人が希望する者を面会対象とする。ただし患者が拒否する場合はその意思を尊重する。

2. 中学生以下の面会は感染予防上、原則として控えるよう協力を求めるが、患者及び家族の事情を踏まえ個別に判断する。

3. 面会人数は他の患者の療養環境を損なわない範囲で調整する。

第 6 条（例外及び時間外面会）

重篤・終末期・看取り、医師による説明、退院支援、意思決定支援その他特別な事情がある場合は、病棟師長又は当日の病棟責任者が担当医師等と連携して判断する。

第 7 条（面会制限の判断及び解除）

1. 院内感染の発生、地域の流行、患者の隔離上の必要性等がある場合、感染対策担当部門と看護部がリスク評価を行い、病院長が制限の範囲・内容・開始日・見直し日を決定する。

2. 緊急時は病棟師長が暫定措置を講じ、速やかに病院長及び感染対策担当部門へ報告する。

3. 制限は原則として患者・病室・病棟等の必要な単位で設定し、病院全体の一律制限は必要性を慎重に判断する。

4. 感染状況を定期的に再評価し、病院長が緩和・解除を決定する。

第 8 条（代替的な交流手段）

対面面会を制限する場合は、患者の希望と院内の実施体制に応じ、電話、オンライン面会等を案内する。終末期等では感染対策を講じた対面面会を優先的に検討する。

第 9 条（記録）

1. 制限の開始・変更・解除に際しては、理由、対象、判断者、決定日、周知方法及び見直し結果を所定の管理記録に残す。

2. 個別の特例対応で診療・看護上必要な事項は診療録等に記載する。通常面会の全件記録を義務付けるものではない。

第 10 条（周知及び相談）

各病院は面会時間、感染対策、例外対応の相談先及び制限変更を、院内掲示、入院案内等で患者・家族に周知する。面会に関する相談・苦情は病棟責任者が受け、必要に応じて看護部・地域連携部門等へ共有する。

第 11 条（見直し）

本規程及び各病院の運用状況は定期的に確認し、感染症の発生状況、法令・通知の改正及び患者・家族の意見等を踏まえ必要に応じ改訂する。

附則

施行日：令和 8 年 6 月 1 日

メディカルプラザ大道中央病院